

秋田県がん対策推進企業等連携協定 応募要領

がん検診受診率向上などのがん対策推進について県と協定を結ぶ企業・団体を募集します。

1 趣旨

企業や事業所・団体（以下「企業等」という。）で働く皆さんやご家族等多くの県民の健康づくりやがん患者等の支援のため、県と協働でがん対策推進に協力いただける企業・団体を募集します。

2 実施事項

企業等と県が秋田県がん対策推進企業等連携協定の締結を行い、互いの有する資源等を活用し、次に掲げるいずれかの取組を行っていただきます。

- (1) 従業員に対するがん検診の受診勧奨
- (2) 企業等においてがん予防を推進する人材の育成
- (3) 従業員・家族へのがん検診情報の提供
- (4) 顧客窓口におけるパンフレットの配布やポスターの掲示等によるがん検診の受診勧奨
- (5) がん検診の受診啓発イベント（検診受診キャンペーンも含む）の実施
- (6) 県民へのがん検診受診啓発の実施
- (7) がん患者（復帰者を含む）である従業員に対する支援
- (8) がん患者団体の活動支援
- (9) その他、がん予防やがん検診の受診啓発、がん患者支援に関わる積極的な取組

(注) 協定を締結した企業等は、毎年度、翌年度の4月末日までに、上記の取組状況を別紙様式2により報告していただきます。

3 対象企業等の要件

応募ができる企業等は、次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 県内に本支店（営業所等を含む。）を有し、がん対策の推進活動に意欲を有する企業等であること。
- (2) 従業員に対するがん予防を中心とした健康づくりの取組が他の模範となり、県民の健康づくりを応援することができる企業等であること。
- (3) 「秋田県がん対策推進計画」の趣旨を理解し、県の提案した事業を協働で実施することができる企業等であること。
- (4) その他、企業等の提案する取組により県民のがん検診受診促進やがん患者支援に大きな効果が期待できる企業等であること。
- (5) 次のいずれにも該当しない企業等であること。
 - ① 民事再生法又は会社更生法による再生又は更正手続中の者
 - ② 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反している者
 - ③ 県の入札参加資格において指名停止措置を受けている者

- ④ 暴力団又は暴力団の構成員その他これらに準ずる者
- ⑤ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する風俗営業及び類似の営業を行う者、並びに専らこれらの営業で利用される設備、機械器具、物品を製造若しくは販売業
- ⑥ 「貸金業法」に定める貸金業に該当する業を行う者
- ⑦ たばこの製造を業とする者（ただし、たばこ事業以外において2に掲げる事項を実施する場合を除く。）
- ⑧ 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- ⑨ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
- ⑩ その他、社会通念上好ましくないとされる事例が確認されている者

4 県の支援

県は協定を締結した企業等に、その求めに応じ次に掲げる支援を行います。

- (1) がん対策に関する情報提供及び職員研修への協力
- (2) 県のウェブページ・広報誌への企業等の取組内容等の掲載
- (3) 企業等の商品パッケージ、広告等に「秋田県がん対策推進連携協定締結企業」等である旨を表示することへの同意

5 協定の手順

- (1) 応募書類の提出

秋田県健康福祉部健康づくり推進課に事前相談のうえ、別紙様式1の「秋田県がん対策推進企業等連携協定申込書」を郵送でご提出ください。

- (2) 審査

申込書の提出後、書類審査及び内容に応じ協議を行い、要件を満たすとともに、取組が適切に実行されると見込まれる場合には、秋田県がん対策推進企業等連携協定を締結します。

- (3) 協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとし、申出がない場合は、さらに1年間延長（以後同様。）するものとします。

6 問い合わせ・書類提出先

〒010-8570

秋田市山王4丁目1-1

秋田県健康福祉部健康づくり推進課

TEL 018-860-1428 FAX 018-860-3821